

# 神田青色だより

一般社団法人  
**神田青色申告会**  
 発行責任者 角谷幸男  
 編集責任者 後藤寧

〒101-0054 千代田区神田錦町3の17の2  
 TEL(3291)8306

ホームページ <http://www.kanda-airo.or.jp/>

## 第24回定時総会の「報告

平成28年5月26日(木)万世橋区民会館にて第24回定時総会を開催致しました。

当日は、役員、会員の皆様、また、神田税務署より永島署長様はじめ幹部の皆様にご出席を賜りました。

丸木副会長の司会により開会し、角谷会長挨拶のあと定款により会長が議長となり議事に入りました。第1号議案 平成27年度事業報告を今津副会長、第2号議案 平成27年度決算報告を高橋副会長、監査報告を渡辺監事からそれぞれ報告があり、承認されました。



続いて、第3号議案 平成28年事業計画案を井出副会長、第4号議案 平成28年度予算案を安野副会長が説明し、承認されました。第5号議案 労働保険事務組合事務処理規約改正の件につき事務局が説明し承認されました。続いて、第6号議案 役員改選につき、岩野顧問より、任期満了による役員改選について、役員選考委員会を設置し協議を行った経過説明及び理事・監事候補者の発表がありました。議場に諮ったところ全会一致にて承認され、理事・監事が承認されました。選任された役員は別室にて理事会を開催し、会長副会長が下記のとおり選任されました。以上で総会議事は終了し、ご来賓、神田税務署 永島署長様よりご祝辞を頂戴し総会は終了となりました。本年も会員の皆様に信頼される会を目指して努力してまいりますのでご協力のほどよろしく願っています。

- 神田青色申告会 新役員
- 会長 角谷 幸男
  - 副会長 安野 浩史
  - 同 丸木 俊雄
  - 同 井出 武甫
  - 同 今津 雅善
  - 同 高橋 辰夫
  - 理事 櫻井 君徳

- 同 藤原 晶子
- 同 川崎 勲子
- 同 高城 樹雄
- 同 久郷 博明
- 同 中村 育稔
- 同 秋元 信子
- 同 矢口きよ子
- 監事 三井 宏允
- 同 渡辺 均
- 同 中柴 光義

## 源泉所得税の納期の特例は7月11日(月)が納期限です。

納期の特例を選択している方の従業員・専従者の1月～6月分の源泉所得税の納期限は7月11日(月)です。期限内の納付をお願いいたします。また、納付額がゼロの場合も税務署に納付書の提出を行わなければなりません。ご不明な点は事務局へご相談ください。

## 女性部定時総会の「報告

女性部定期総会が5月25日(水)和泉橋区民館にて開催されました。当日は、大勢の女性部員にご出席いただき、またご来賓として神田税務署 梅田副署長様、個人課税第一部門 苦米地統括官様、木村上席様、親会より角谷会長、高橋副部長にご出席をいただきました。



藤原副部長の司会により秋元副部長の開会の辞により総会が始まりました。矢口部長挨拶の後、部長が議長となり議事に入り、平成27年度事業報告を川崎副部長、決算報告を島津会計、監査報告を福村監査が説明し、満場一致で承認致しました。続いて平成28年度事業計画案を永倉副部長、予算案を島津会計が説明し、満場一致で承認致しました。また、任期満了による、役員改選が行われ、引き続き、矢口部長はじめ現在の役員が再任されました。審議終了後は、ご来賓、神田税務署 梅田副署長様、親会 角谷会長様より御祝辞を頂戴いたしました。

恒例の総会終了後の研修会は神田消防署より講師を派遣して頂き、熱中症への注意についてと防災について研修を行いました。女性部ということで、料理中の衣服が燃える着衣着火のお話や、熊本を中心とした地震もあり家具の配置の話などもあり、参加者一同大変興味深くお話を伺うことができました。消防の皆様ありがとうございました。

**労働保険の申告は7月11日までです！**

従業員を一人でも雇用すると労働保険に加入しなければなりません。

従業員を一人でも雇用すると労働保険に加入しなければなりません。

労働保険は、従業員の業務上、通勤中の事故などによる療養などの費用が保険で補てんされます。雇用保険は、退職してから次の仕事が見つかるまでの、いわゆる失業保険や、介護や育児のために休職する場合に受け取れない給料の一部を補助してくれます。

青色申告会では、東京労働局長の許可のもと労働保険事務組合として事務の代行を行っております。事務組合に事務を委託しますと、事業主が労働保険に加入できる特別加入制度や、納付が年3回に分割されるなど有利な点がございます。是非この機会にご検討下さい。個別での申告書を作成し金融機関等で保険料を納付して下さい。

**消費税任意の中間申告制度にご協力を！**

消費税が8%に改正されてから、課税事業者の方の納付しなければいけない税額が増加しています。青色申告会としては期限内納税を奨励しておりますが、年に1度の納付だと負担が大きく滞納に繋がる恐れもあります。そのため、自主的に中間申告書(年一回)を提出するこ

とができる任意の中間申告制度が設けられています。6月末日までに税務署へ届け出を行い、2か月以内に中間申告書を税務署に提出し、前年の消費税額の6/12を納付することとなります。期限内納税・滞納防止のため是非ご利用いただけますようお願いいたします。

**6月は固定資産税第1期分の納期です。6月30日(木)までに納めて下さい。**

固定資産税・都市計画税の納税通知書がお手元に届いていることと存じます。本年も、皆様にご協力いただいた、次の軽減措置が行われております。

1. 商業地等の負担水準引下げ条例減額。
2. 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減。
3. 小規模非住宅用地の減免。

通知書には減免や軽減が行われている場合は記載がされておりますのでご確認ください。また第1期分の納期が6月30日となっております。期限内納税にご協力をお願いいたします。口座振替をご利用でない方は是非ご利用いただけますようご案内いたします。納税通知書に同封されているハガキでお申し込みができます。事務局にもハガキを用意しておりますのでご利用ください。